

# 栃木市農業委員会総会議事録

令和7年10月22日

栃木市農業委員会事務局

# 栃木市農業委員会総会

開催日時 令和7年10月22日(水) 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

## 出席委員

1 若色 昭松	2 五十畑 節子	3 石塚 一彦	4 泉田 裕美
6 大塚 幸八	7 糸井 世志江	9 青木 則夫	10 田谷 安久
11 田中 徹	12 野尻 真悟	13 生澤 良一	14 鈴木 美智子
15 巻島 陽一	16 大谷 朗	17 早乙女 とみ	18 渡邊 昭男
19 中田 秀雄	20 田中 健一	21 縫村 啓子	

欠席委員 5 小林 真理子 8 毛塚 登

## 農業委員会事務局職員

事務局長	熊倉 宜和	次長兼農委総務係長	高久 完治
農地調整係長	田沼 篤	主 査	佐藤 真沙人
主 任	岡 剛伯		

## 会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条の規定による農地転用届出の取消しの報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

## 開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和7年10月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は、5番小林委員、8番毛塚委員から欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

## 議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、10番田谷安久委員、11番田中徹委員をお願いいたします。

## 会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

## 議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼係長

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が1件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中を中心に米・麦を作付しています。

申請地でも麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

以上1件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(巻島委員)

今回の北部調査委員長の15番巻島です。  
今回は私と4番泉田委員、7番糸井委員の3名と事務局2名で、20日月曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が1件ありました。  
書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 　ありがとうございました。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 　発言がないようですので、採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 　異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 　次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

議案書の4ページをご覧ください。  
今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1 番については、既に農家住宅敷地として利用している農地を是正する転用です。地図は 1 ページです。

申請地は現在農家住宅敷地として利用しております。

この度敷地内に親族の住宅を建てることを計画したところ、農地台帳上の農地部分を宅地として利用していることが判明しました。

農地の区分は、農地の広がりがあるが 1 0ha 以上の第 1 種農地ですが、集落に接続するため例外規定に該当します。

なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。

取水は上水道、排水は敷地内浸透槽処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上 1 件の申請については、他法令の許認可の見込み等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長  
(田中健一委員)

今回の南部調査委員長の 2 0 番田中です。

今回は私と 9 番青木委員、17 番早乙女委員の 3 名と事務局 2 名で、21 日火曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、農家住宅敷地拡張の申請が 1 件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号 1 番について、2 番五十畑職務代理者をお願いします。

五十畑職代

2 番五十畑です。

1 番の案件ですが、農地住宅敷地拡張ということで現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおりです。ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長	<p>ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
佐藤主査	<p>議案書の6ページをご覧ください。 今回は14件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、児童福祉施設への転用です。地図は2ページです。</p> <p>事業計画者は、発達障がいのある未就学児のための児童発達支援や、発達に関する障がいのある児童の学校の放課後や、長期休業期間に支援をする放課後デイサービス等を県から指定を受けて運営する法人です。</p> <p>現在、既存施設の利用者は許容を超える状況が続いており、新たな施設利用の問い合わせが絶えないことから、新たな施設を建築するため申請に至りました。</p> <p>申請地は施設利用者の住居地となっている市街化区域からの距離も近い場所にあり、施設利用者の送迎に問題なく、本社から近い場所にあることから、運営スタッフの配置等の融通ができることから事業地として選定しました。</p> <p>農地の区分は、下都賀庁舎から1km以内の第2種農地ですが、土地収用法に該当する事業であるため、許可基準に該当します。</p> <p>取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後市有水路放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p> <p>2番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。</p>

事業計画者は、市内の賃貸住宅に妻と子供の3人で居住しておりますが、現在の住居では手狭になると思い、今後の生活拠点を持つため、住宅の建築を計画しました。

申請地は、市街化区域に近接し、周辺は住宅が密集しており、小学校にも近い場所にあることから事業地として選定しました。

農地の区分は、下都賀庁舎から1 km以内の第2種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽処理後市有水路へ放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、診療所及び薬局への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は脳神経外科・脳血管内治療を専門にした医師であり、茨城県結城市にある総合病院に勤務しております。

昨今脳外科医として幅広い脳の領域でより多くの患者に携わりたいと考えるようになり、更なる地域医療への貢献が可能になるよう、脳神経外科・内科を診療科目とする診療所を開業することを計画しました。

開業するにあたり、現在勤務している総合病院、大学病院と連携を取りたいと考えていました。申請地はそれぞれの病院から車で約30分以内の距離にあり連携する上で問題なく、市街化区域に近く、大きな市道に面しています。また、新栃木駅から約900mの位置にあり、公共交通機関の利用もしやすく患者の通院しやすいことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、下都賀庁舎から1 km以内の第2種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽処理後市有水路へ放流、雨水は雨水浸透槽を設置します。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅敷地への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は令和5年10月に申請地西の住宅を購入し居住しております。

令和6年3月に自宅敷地内に物置を建築したため駐車スペースが不足したことから、隣接地を購入し、敷地拡張することを計画しました。なお、許可を得ず隣接地を住宅敷地として利用してしまったことについては申請者の始末書が添付されております

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、太陽光発電設備への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は太陽光発電事業を営む法人です。

日本が抱える電力事情により電力の自給率を高める動きが国策として進められております。申請者もその政策に従い事業を進めており、事業の安定化を図るため、太陽光発電事業の申請に至りました。

申請地は日照を阻害するものが周辺になく、パネルを配置するための広い面積を確保でき、隣接農地に影響を及ぼさないで工事ができることから事業地として選定しました。

契約内容が土地ごとに地上権設定と売買に分かれております。この地上権とは、他人の所有する土地において工作物を所有するために、土地を使用する事が出来る物権で、賃借権よりも強い権利です。

農地の区分は、33筆の内11筆は農地の広がり10ha未満の第2種農地、22筆は栃木ICから300m以内の第3種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は雨水浸透槽を設置します。

スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、太陽光発電設備への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。

再生可能エネルギーの普及促進やCO<sub>2</sub>削減といった社会的要請に応えるため、太陽光発電施設の設置を計画しました。

申請地は日照条件が良く、周囲に障害となる建物がなく、比較的平坦地形であり、太陽光発電用地として条件が良かったため、事業地として選定しました。

農地の区分は、野州大塚駅から300m以内の第3種農地であり、原則許可です。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、太陽光発電設備への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。世界的なエネルギー資源の供給不安、地球温暖化、環境汚染など多くの社会不安につながる情勢に対し、社会貢献するため、2012年より太陽光発電事業に参入し、関東近県を中心に事業展開しております。今後の事業の安定化を図るため、新たな太陽光発電施設の設置を計画しました。

申請地は面積、日照、方位など全て太陽光発電用地として条件がいため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

岡主任

8番については、一般住宅への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は大平町のアパートに妻と子二人の家族四人で暮らしております。

子の成長に伴い、現在の間取りでは手狭になってきたことから、本件を申請しました。

申請地は自身が大平町西水代で自営業を営んでいるため、同地区で検討しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽処理後市有排水路へ排水。雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、太陽光発電設備への転用です。地図は10ページです。

事業計画者については7番と同社であるため割愛させていただき、本件も同様の目的での申請となります。

申請地は面積、日照、方位など全て太陽光発電用地として条件がいため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、太陽光発電設備への転用です。地図は同様に10ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。再生可能エネルギーの供給を通じて地域の環境保全及びエネルギー自給率の向上に寄与したいことから太陽光発電事業の申請に至りました。

申請地は耕作予定の無い休耕地であり、付近に高い建物が無く、日照を十分に得ることができるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番については、一般住宅への転用です。地図は11ページです。

事業計画者は岩舟町古江の実家に両親と兄の家族4人で暮らしており、今年の年末に結婚を控えており、これを機に住宅の建築を考え、本件を申請しました。

申請地は自身が住み慣れた岩舟町地内を条件に検討し、岩舟小学校へも600m弱の距離であることから選定しました。

農地の区分は、岩舟総合支所から800m以内の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番については、太陽光発電設備への転用です。地図は12ページです。

事業計画者については7番・9番と同社であるため割愛させていただきます、本件も同様の目的での申請となります。

申請地は面積、日照、方位など全て太陽光発電用地として条件がいため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

13番については、太陽光発電設備への転用です。地図は同様に12ページです。

事業計画者は太陽光発電事業を営む法人です。利用されていない農地を再生可能エネルギーの資源確保のため有効活用するため、本件を申請しました。

申請地は休耕地となっており、面積、日照、方位など全て太陽光発電用地として条件が良かったため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

14番については、太陽光発電設備への転用です。地図は13ページです。

事業計画者は太陽光発電事業を営む法人です。日本政府が掲げる2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、本件を申請しました。

申請地は耕作放棄地となっており、土地も平坦であるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上14件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

なお、3番、5番、6番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(巻島委員)

今回北部は、一般住宅が2件、児童福祉施設が1件、診療所及び薬局が1件、太陽光発電設備が3件の合計7件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許

	<p>可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。</p>
南部調査委員長 (田中健一委員)	<p>今回南部は、一般住宅が2件、太陽光発電設備が5件、合計7件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番、2番について、4番泉田委員お願いします。</p>
泉田委員	<p>4番泉田です。</p> <p>1番の案件は児童福祉施設、2番の案件は一般住宅ということで、現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおりで問題ないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号3番について、20番田中健一委員お願いします。</p>
田中健一委員	<p>20番田中です。</p> <p>3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われ。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号4番、5番について、12番野尻委員お願いします。</p>
野尻委員	<p>12番野尻です。</p> <p>4番、5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号6番について、1番若色より報告いたします。</p> <p>6番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりで、特に問題ないと思われ。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号7番について、14番鈴木委員お願いします。</p>

鈴木委員	<p>14番鈴木です。</p> <p>7番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号8番について、8番毛塚委員に代わり13番生澤委員をお願いします。</p>
生澤委員	<p>13番生澤です。</p> <p>本日欠席の8番毛塚委員に代わり報告します。8番の案件ですが、現地を確認し、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと聞いております。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号9番、10番について、16番大谷委員をお願いします。</p>
大谷委員	<p>16番大谷です。</p> <p>9番、10番の案件ですが、現地を確認し事務局および調査委員長の説明のとおりで、特に問題もないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号11番について、2番五十畑職務代理者をお願いします。</p>
五十畑職代	<p>2番五十畑です。</p> <p>11番の案件ですが、一般住宅への転用ということで、現地確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおりですので、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号12番、13番、14番について、19番中田委員をお願いします。</p>
中田委員	<p>19番中田です。</p> <p>12番、13番、14番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり問題ないかと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p>

議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、3番、5番、6番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。

議長 次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査 議案書の11ページをご覧ください。

今回は、4件の申請がありました。願出人・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、地図は14ページです。

申請地は1筆で、現況写真等により、山林化の様相を呈しており農地への復元が困難であることが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、地図は15ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

岡主任 3番については、地図は14ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成15年以前から雑種地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、地図は16ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成12年以前から雑種地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

- 議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
- 北部調査委員長  
（巻島委員） 　　今回北部は、2件の申請がありました。  
1件は20年以上、宅地として利用されてきたことを理由とし、  
1件は山林化していることを理由としております。  
書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。  
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
- 議長 　　ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
- 南部調査委員長  
（田中健一委員） 　　今回南部は、2件の申請がありました。  
2件とも20年以上雑種地として利用されてきたことを理由としております。  
書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。  
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
- 議長 　　ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。  
番号1番について、4番泉田委員をお願いします。
- 泉田委員 　　4番泉田です。  
1番の案件ですが、現地を確認してきましたが、事務局および調査委員長の説明のとおりで問題ないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。
- 議長 　　番号2番について、1番若色より報告いたします。  
2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何も問題ないと思われ。ご審議よろしく申し上げます。
- 議長 　　番号3番、4番について、13番生澤委員をお願いします。

- 生澤委員 13番生澤です。  
3番、4番の案件ですが、現地確認をしてきましたが、事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第4号について、原案の通り証明することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。  
県農地中間管理機構に関する120件であります。事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に日程第4報告事項に入ります。  
報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、以上をもちまして、令和7年10月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉会 午後3時38分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員会長 \_\_\_\_\_ (若 色)

署名委員 \_\_\_\_\_ (田 谷)

署名委員 \_\_\_\_\_ (田 中)